

仲介機関の FISIM の産出には含まれられるが、一国経済全体としては相殺されてプラスマイナスゼロとなるので金融仲介機関相互の取引残高に対しては按分しない。換言すれば一国のマクロベースの FISIM 総額に基づいて、金融機関の制度部門別分割の折の残高は金融仲介機関除きの金融機関の数値を用いることになる。

コラム 金融仲介活動の範囲

金融仲介機関の産出する FISIM を計測するも際して、その仲介活動の範囲については以下 2 つの考え方があった。

- ① 資金の仲介（「貸付金＝預金」の部分のみが FISIM を産出しているとする狭義の範囲）。
- ② 資金の仲介（「貸付金＝預金」の部分）に加え、貸付のみの行為（貸付金－預金）と預金の調達のみ（預金－貸付金）の行為も FISIM を産出しているとの考え方

この問題については OECD 等合同会議においてオーストラリアから提出された P. Hill の論文において「金融仲介機関の生産活動は、金融仲介業務に限定されるわけではない。すなわち、金融仲介機関が債務を負う、ないし資産を保有することに伴ない、生産活動が行われているものと考えられる」「貸付金のうち自己資金によるものを区分することは、金融仲介機関自身でも不可能であろう。」と示し、上記の②の解釈を取り、各国はこれに同意し、金融仲介活動の範囲は拡張された。

- ③ 68SNA では帰属利子全額を名目産業の中間消費に計上しているため
⇒ 本来最終消費分、輸出分が GDP の過少推計部分となる。

93SNA では FISIM を中間消費、最終消費、輸出の 3 つに配分する。

⇒ 最終消費、輸出分が新たに GDP の構成要素となる。

以上をまとめた図が【図表 1-1】である。

中間消費、最終消費への影響

各制度部門に分割（残高に比例一残高推計は前述）

- i. 非金融法人、金融機関、家計（個人企業）— 中間消費
- ii. 一般政府、民間非営利団体、家計（消費者）、輸出分— 最終消費

として分割される。

言い換えれば、家計以外は中間消費か最終消費の一方になる。

従って、家計の分割が論点となる。家計のうち一般家計分は最終消費を行い、個人企業分や持ち家分は中間消費を行なう。④にてこの分割手法につき述べる。

④ 家計部門内の分割（支払、受取とも）

- i. 家計に対する貸付（支払側）分割 残高、利子額の情報を利用
 - a. 個人企業 中間消費
 - b. 住宅ローン 中間消費
 - c. 消費者信用 最終消費

西沢試案（1996）によると家計の借入金に対する分配所得課消費者負債利子推計時の消費者信用残高の比率分を最終消費（一般家計）とし（上記 c に該当）、残額を個人企業等と見做している（上記 a, b）。

家計の借入金は日本銀行資金循環表による。分割比率を見る限り妥当な数値と推測されるので本稿でも踏襲したい。なお家計分が 2 割程度であることは過少と思われるが、持ち家（住宅ローン分）は定義上中間消費扱いであり、それを家計分と考えれば、2 割程度は妥当であると思慮される。

ii. 家計の預金側（受取側）分割

図表 3-6 西沢試案による家計の受取（預金）の分割 個人企業分と一般家計分

以下は西沢試案での資料した分割手法

- ① 西沢試案は当座預金をすべて個人企業 その他預金はもれなく家計との発想
- ② 家計分が殆どになり当試案は、GDPへの影響は多くなる（家計＝最終消費。個人企業 2% は過少推計ではないか。）

		平成1 年度	平成2 年度	平成3 年度	平成4 年度	平成5 年度	平成6 年度	平成7 年度
当座預金残高	a	823.6	729.9	610.9	552.5	520.9	492.8	535.1
要求払預金	b	36,145.9	35,238.6	36,196.8	37,119.9	39,981.4	44,024.8	55,375.6
比率	c=a/b	0.02279	0.02071	0.01688	0.01489	0.01303	0.01119	0.00966

(1) 西沢試案の推計手法

当座預金は全て中間消費、その他は全て一般家計との仮定のもと推計を行なっている。しかしながら

当座預金以外例えば定期性預金の中にも個人企業分は含まれるものと思われる。また推計値を見ると中間消費部分は図表 3-6 のように 2.5%

以下であり、Iの貸付金との対比してみると過少推計と推測される。なお、当座預金は名義人で区分されており、基礎統計は金融経済統計月報：預金者別預金統計調査である。

(2) 分割手法案

家計（個人企業含み）分は資金循環表から推計された数値である。一般家計分（個人企業除き）分を推計するために家計調査中の貯蓄動向調査を用いて、一世帯当たりの貯蓄額を用い、世帯数を当数値に掛け、貯蓄額を求める。そのうち貯蓄うち預金の比率を掛けることにより、一般家計分の預金を推計する。また上記の資金循環表からの数値との差異を個人企業分と仮定する。以上より分割比率を求める。結果はコンスタントに50%前後で安定的に推移しており妥当と思われる。

12. 推計期間の制約 試算期間～年度単位・平成2

年度以降にて試算値を作成 但し平成7～8年度で 断層があり問題あり～

今回の試案では、個人的な私案として、1990年度以降のFISIMの数値を作成した。多くの問題点が見受けられたが、そのうち最も著しいものが債券含みの場合、1996年度における名目GDP成長率がFISIMを導入したときとしないときの差異が0.6%と大幅に乖離していることが挙げられる。この主因は1996年1月に改訂された国際収支統計にあることは明らかであり、利子と配当の区分手法を大幅に変更したためである。

有価証券利息配当の区分変更であり、債券除きの数値では断層は見受けられない。データについてはIV章にて記載。

13. FISIMの実質化

今回は利鞘デフレータの推計手法を確立できなかったのでの推計を行なっていない。諸外国でもまだ検討段階であり、EUROSTAT等の動向を注視した上で今後検討したい。以下は今までの論点をまとめてある。

① 推計式の決定

1996年6月のOECD-UNECE-EUROSTAT合同会議でFISIM実質化案が提示されたのち、同年10月に行われたEUROSTATの国民経済計算の作業委員会にて合意に至っている（推計式は下記）。

② 推計式の制度主旨

FISIM実質化とは、GDPデフレーターと利鞘デフレーターを利用することにより物価変動要因及び金利変動要因を除去することで、預金・貸付金残高

の変動要因に限ったFISIMへの影響を見ることができる。

③ 推計式

i. 利鞘デフレーター

（借り手）

= 比較年度（運用利子率-参照利子率）／

基準年度（運用利子率-参照利子率）

ii. 利鞘デフレーター

（貸し手）

= 比較年度（参照利子率-調達利子率）／

基準年度（参照利子率-調達利子率）

iii. FISIM 総額（名目値）

= 運用残高 × （運用利子率-参照利子率）

↑

GDP デフレーター 上記

↑

GDP デフレーター 上記 ii

GDP デフレーター・利鞘デフレーターなどの推計手法を確立できるか如何が今後の課題点である。

14. 参考表章とする理由

① 1997年イギリスは

i. 国際比較の目的で作られてきた従来のGDPの指標は変わらずに存在することができる。

ii. FISIMはまだ実験段階であり、各国の足並みが揃っていない。

iii. ユーザーにとっても、FISIMに慣れるための猶予期間が与えられる。

などの理由のため参考計数で取り扱うことを提案している。

② 我が国では

i. 参考1にあるように93SNAの勧告を見る限りでも、本体系では帰属利子方式による推計を継続することはやぶさかではない旨の記述があること。

ii. 我が国でのFISIMを計測した場合、インバングレートが推計できず、平均値で仮置き推計にとどまっていること。

iii. 制度部門別分割の残高推計が概算値であること。

iv. 輸出入の推計が概算値にとどまっていること。

などのデータ制約上、本体系に含めるには時期尚早と推察される。